

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和4年12月15日付けで提起した情報不存在決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和4年11月29日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - ・変更年月日が令和2年10月19日である個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称が町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務）について、変更した内容を一般の縦覧に供す際の個人情報保護規則第5条に規定する「縦覧の告示」に相当する情報
 - ・登録年月日が平成30年4月1日である個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称が町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務）について、変更した内容を一般の縦覧に供す際の個人情報保護規則第5条に規定する「縦覧の告示」に相当する情報
 - ・個人情報保護条例制定当時に個人情報保護規則第5条に規定する告示を行った情報
- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、情報公開条例第11条の規定により本件処分を行い、令和4年12月7日付4熊総第3428号、第3429号及び第3430号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和4年12月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、処分庁に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由から本件処分を取り消す及び情報公開条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求めている。

(1) 当該文書は、令和4年2月15日付け3熊保育第2759号（以下「3熊保育第2759号」という。）において、熊取町自身が作成したことを認めている。

(2) 当該文書は、個人情報保護規則が制定された平成10年度又は平成11年度に作成され、告示されたものであると推測され、文書取扱規程の規定により告示に関する重要なものは永年保存であることから、現在も存在するものと考えられる。

(3) 3熊保育第3428号、3熊保育第3429号については、情報公開を求めた情報とは違う情報に対して、熊取町は情報不存通知を発信した。（審査請求人が公開を求めた情報は、熊取町が言う「都度の告示」をした告示文書ではなく、「個人情報保護規則第5条に規定する「縦覧の告示」に相当する情報である。）3熊保育第2759号に「都度の告示を行っていない」と記載されているにもかかわらず、「都度の告示を行った情報」の公開を請求しようとしているということであれば、審査請求人の矛盾点について町職員は指摘すべきであろうが、そのような指摘はなかった。また、情報公開条例第10条第2項に規定する補正の要求や補正の参考となる情報の提供も審査請求人は受けていない。さらに、令和3年12月17日付け3熊広第558号、第559号において町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務の個人情報取扱事務登録簿について、個人情報保護規則第5条に規定する告示をしていないことは、すでに審査請求人が行った情報公開請求で明らかとなっており、同じ内容の情報公開請求を審査請求人が再度行おうとしているとの指摘もなかった。

(4) 3熊保育第3430号については、3熊保育第2759号において、熊取町は「条例制定当時に告示を行っている」と主張しており、3熊保育第2759号を作成した時点では、条例制定当時の告示を熊取町は確認していたことを示す。また、令和4年12月28日付け4熊総第3479号において、「熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないもの」は存在しないと認めており、文書取扱規程に規定された事務は適切に実施していることから、永年保存である条例制定当時に行った告示文書が存在しないはずがない。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 3熊保育第3428号及び3熊保育第3429号で審査請求人が請求した情報については、3熊保育第2759号の理由説明書でも述べているとおり、個人情報保護規則第5条の規定による都度の告示は行っていないことから、存在しえないものである。

(2) 3熊保育第3430号で審査請求人が請求した情報について、審査請求人が請求する情報について保存されていると考えられうる場所を確認したが発見されなかったこと、また、規則が施行された年(平成11年)の告示台帳には、当該告示に対する付番がなされた記録は確認できなかった。よって、情報不存在の決定を行ったものである。

第3 理由

1 情報公開審査会の判断

(1) 争点について

審査請求人は、公開請求した情報は熊取町自身が作成したことを認め、また当該文書が文書取扱規定の規程により永年保存となっていることから、当該情報は存在していると主張している。

一方、処分庁は、3熊保育第2759号でも述べているとおり、都度の告示は行っていないため審査請求人が公開請求した情報は存在し得ないこと、個人情報保護条例制定当時個人情報保護規則第5条に規定する告示を行った情報については、当該情報が保存されていると考えられうる場所を確認したが発見されず、また、個人情報保護規則が制定された年(平成11年)の告示台帳には、当該告示に対する付番がなされた記録が確認できなかったこと、以上の理由から当該情報は存在しないと主張している。

以上の点から、処分庁が3熊保育2759号で行ったとする条例制定当時の告示を行った情報が存在するか否かが争点である。

(2) 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務に係る個人情報取扱事務登録簿を作成した際、変更した際における縦覧の告示に相当する文書及び個人情報保護条例制定当時における個人情報取扱事務登録簿の縦覧の告示を行った文書である。

処分庁は、3熊保育第2759号において、「個人情報保護規則第5条の規定の告示」について、変更の告示は不要と考え行っていないこと、また、条例制定当時の告示を行ったとしているものの、その上で保存されていると考えられうる場所等を確認したが発見されなかった旨主張している。

審査請求人は告示文書ではなく、告示に相当する文書の公開を求めたものであり、情報公

開を求めた情報と異なる情報をもって熊取町長が不存在決定をした旨主張するが、相当するものとして台帳を含む告示に関する文書を確認したことは妥当であり、相当する文書という請求の記載をもって異なる情報であると認めることはできない。

以上のことから、公開すべき情報を告示文書、告示台帳とし確認を行ったが、文書の存在、また、告示台帳への記載共に確認できないことから、不存在決定とした本件処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、「令和4年12月28日付けで熊取町長が行った情報不存在決定（4熊総第3480号）に対する審査請求」に係る意見書において、「個人情報保護規則第5条に規定の告示に関する文書を熊取町は保有していない。」と述べており、本件審査請求における主張と異なる主張を展開していると認められる。

2 結論

情報公開審査会の判断と同様の理由により、不存在決定は妥当であると判断する。よって行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月15日

熊取町長 藤原 敏司

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることができません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります、なお、正当な理由があるときは、上記の期間がこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。